

第23期 第28回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

令和元年10月28日

伊予市農業委員会

# 第 23 期

## 第 28 回定例農業委員会総会議事録

令和元年10月28日（月）午後1時30分から、伊予市農業振興センターにおいて第28回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員 19名

農地利用最適化推進委員3名

事務局 局長

次長

係長

係長

### 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第99号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 10件

議案第100号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について 1件

議案第101号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について 4件

議案第102号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について 2件

第3 報告第74号 農地法第4条の規程に基づく届出について 2件

報告第75号 農地法第5条の規程に基づく届出について 1件

報告第76号 農地法第18条の規程に基づく解約通知について 2件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和元年度第28回10月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 第 1

#### ■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号4番 ○○ ○○ 委員、5番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

### 第 2

#### ■議案第99号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第99号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1、2、3につきまして関連がありますので事務局の一括説明をお願いします。

事務局

#### 1番

貸出人	双海町上灘	○○	○○
	相続人代表	○○	○○
借受人	松山市	○○	○○
申請地	双海町上灘 畑		
申請理由	(貸出人) 農地管理困難		
	(借受人) 新規就農		
権利の種類等	10年間の使用貸借権設定		

#### 2番

貸出人	松山市	○○	○○
借受人	松山市	○○	○○

申請地 双海町上灘 畑  
申請理由 (貸出人) 農地管理困難  
(借受人) 新規就農  
権利の種類 10年間の使用貸借権設定

### 3番

貸出人 下吾川 ○○ ○○  
借受人 松山市 ○○ ○○  
申請地 双海町上灘 畑  
申請理由 (貸出人) 農地管理困難  
(借受人) 新規就農  
権利の種類 7年間の貸借権設定

借受人の作付予定作物 キウイフルーツ・愛媛果試28号  
主な農機具の保有状況 農作業自動車・動墳  
労働力 常時1人  
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号1、2、3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○委員

○○さんは、○○さんとは話ができていたようでしたが、奥さんが今はされておりませんが、農地管理困難ということで話がまとまったようです。○○さんの畑はキウイ畑で、成木になっています。次の○○さんは、若いときから勤めに出ており、田んぼの時は帰ってきて手伝っていたようです。

〇〇さんの奥さんも少し体が弱いので、管理が困難ということで双方で話げできたよう  
です。〇〇さんも勤めに出ているので、お母さんが昨年までは〇〇などを作っていました  
が、高齢のため管理が困難ということで今回新たに〇〇さんが借りるということで話  
げがまとまったようです。ご審議をよろしくお願ひします。

議長

それではここで本人さんに来ていただひていますので、今後の営農計画の説明をお願  
ひ致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画等についてご本人さんから発表をお願ひします。

〇〇さん

新規就農の〇〇と申します。よろしくお願ひします。農業をしようと思ったきっかけ  
は、両親ともの実家が〇〇でして、親は〇〇のほうに仕事に出たりまして、私もそち  
らで生まれ育ちました。大学を卒業し、3年間は普通の企業に就職したのですが、農業  
は主に祖父たちがやっていたわけではないのですが、私もこっちのほうに帰ってきて、  
農業をしている姿を見て、農業は気になっていたのですが、〇〇にいる間から法人をし  
ている農業の方だったりいろんな企業に体験などを1年間させていただひて、こちらの  
ほうで研修を受け就農することになりました。成木園の紹介もいただきまして、来月か  
らは、ヘイワードと施設のまどんなを主に今後しっかりと就農して定着できるようにが  
んばっていきたいと思っています。

〇〇委員

研修はどちらで受けられたのですか。

〇〇さん

〇〇の研修所です。〇〇の果樹の研修所です。

〇〇委員

住まいはどちらのほうですか。

〇〇さん

〇〇に住んでいたのですが、先月結婚しまして、松山市の〇〇という所から通って

ます。

〇〇委員

特に施設は自然災害に遭うことが一番のリスク要因になりますから、松山から通っていますとついついいつも身近に見ているわけではないですから、そのあたりは十分に注意されてください。〇〇さんから借りる畑に〇〇が植わっているのですか。〇畝くらいですか。

〇〇さん

〇畝ほどです。

〇〇委員

それは、今後はもう少し増やすお気持ちはあるのですか。

〇〇さん

現時点に決まっているものと、来年1月くらいからは、キウイの1反ほどの成木園と1反ほどのまどんなのハウスの成木園を貸していただけることになっています。

〇〇委員

〇畝くらいでは、金額的にもうひとつかなと思いますので、農業を専業でやろうという気持ちがあるのですしたら、若いですから貸してもらえる園地や施設はありますから、〇〇を目安に計画を立てて是非夫婦で頑張ってください。

〇〇委員

支部農協はどこになりますか。

〇〇さん

〇〇になります。

〇〇委員

実家は〇〇ですか。寝泊りもそこでできるのですか。

〇〇さん

〇〇です。寝泊りもできます。

<新規就農者退室>

議長

番号1、2、3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1、2、3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1、2、3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきましては、担当推進委員が遅れて出席しますので、先に番号5、6の審議を行います。番号5、6について事務局の一括説明をお願いします。

### 5番

貸出人	中山町出渕	〇〇	〇〇
借受人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
申請地	中山町出渕	畑	外1筆
借受人の耕作面積	〇〇	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲渡人)	農地維持管理困難	
	(譲受人)	農業継承	
権利の種類	3年間	の使用貸借権設定	

### 6番

譲渡人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
譲受人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
申請地	中山町佐礼谷	田	外5筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲渡人)	農地維持管理困難	
	(譲受人)	農業継承	
権利の種類	贈与による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米・栗・季節野菜		
主な農機具の保有状況	トラクター・農作業用自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号5、6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

貸出人の〇〇さんと借受人の〇〇さんは、実の親子関係でして、〇〇さんは高齢のため農地管理困難、また〇〇さんは農業に関心を持たれまして、栗の栽培をされるそうです。問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは〇〇の運転手でして、時間的な余裕がないということにして、現在〇〇歳になる〇〇さんのお母さんは高齢で、今後も農地の管理が困難であるということです。〇〇さんも今後も〇〇の運転手を続けたいということで、農業をやる意思がないということです。〇〇さんは、農作業を継承し、農作物による収入を模索しながら、田畑を適正に維持管理していきたいということで贈与による所有権移転ということになります。周辺の農地にも影響はなく、どの畑とも管理良好であります。

なお、今〇〇委員さんから話がありました件におきましても、〇〇アールになりますが、これも一緒にして農作業を継承して今後の収入を模索しながら田畑、栗畑を管理していきたいということでありまます。問題ないと思われまますので、ご審議をよろしくお願ひします。

議長

番号5、6につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5、6につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5、6につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号7、8につきまして事務局の一括説明をお願いしまます。

事務局

**7番**

譲渡人	上野	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上野	田	



譲受人の耕作面積	〇〇㎡
申請理由	(譲渡人) 農作業困難 (譲受人) 経営規模拡大
権利の種類	3年間の使用貸借権設定

## 8番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上野	田	
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人) 農作業従事困難 (譲受人) 農業規模拡大		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、農作業用自動車		
労働力	常時4人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

## 議長

番号7、8につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

## 〇〇委員

番号8の〇〇の田は、〇〇さんのお父さんで亡くなった〇〇さんからの相続です。亡くなった〇〇さんは、〇〇で取得し、その後埋め立てをして耕作放棄地となっています。近年苦情が発生したので、近所の方が草刈などを行っています。〇〇さんは相続したにも関わらず管理ができず、このたび〇〇さんが30アールの下限面積によって息子さんらがおられますので、協力して農業をやっていきたいということでもあります。

番号7の〇〇さんもミカンを作っていますが、耕作放棄地で本人は入院をしているような状況で、息子さんは〇〇に勤務しており十分な管理ができないということで、〇〇さんは引き続いてミカンを作ろうということです。適当であると思われます。

## 議長

番号7、8につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号7、8につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号7、8につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、担当推進委員が来られたので番号4につきまして審議を行います。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 4番

譲渡人	上三谷	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人)	高齢になり後継者もないため	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・不知火		
主な農機具の保有状況	トラクター・コンバイン・農作業用自動車2台		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、  
許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲受人の〇〇さんは、柑橘専業といってもいいくらいほとんどが柑橘栽培です。譲渡人の〇〇さんは、高齢となり後継者もないので、買ってくれる人がいる間に売りたいということで、〇〇さんが買うようになったようです。〇〇さんは、〇〇でやっておられるので適任ではないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号9につきまして事務局の説明をお願いします。

## 事務局

### 9番

譲渡人	下唐川	〇〇	〇〇
譲受人	下唐川	〇〇	〇〇
申請地	下唐川	畑	外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲渡人)	農作業従事困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	ブドウ・キウイ・不知火		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、動埴		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号9につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんですが、〇〇ということで、現在も〇〇しておられます。この土地については、現在ブドウを作っておりますが、本人ではなく、近所の人に作ってもらっているということでもあります。譲受人の〇〇さんはすでにブドウをかなり作って栽培している専業の農家でありまして、現在もデコポンと果樹をやっておられます。〇〇さんも定年が近いということで、将来のことを考えて果樹栽培をしていきたいという

ことです。ご審議をよろしく申し上げます。

議長

番号9につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号9につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号9につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号10につきまして事務局の説明をお願いします。

### 10番

譲渡人	下唐川	〇〇	〇〇
譲受人	下唐川	〇〇	〇〇
申請地	下唐川	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇	㎡	
申請理由	(譲渡人)	農作業従事困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・キウイ・愛媛果試28号・不知火・みかん・枇杷他		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・農作業用自動車		
労働力	常時4人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号10につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

先ほど申しましたように、譲渡人ですが〇〇さんの畑〇〇平米ですが、〇〇さんのキウイを作っている土地の中に一部その土地があるということです。現在も〇〇さんがキウイを作っているということで所有権の移転ができてないので、この際本人も病弱ということで売買の話ができています。ご審議をよろしく申し上げます。

議長

番号10につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号10につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号10につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

### ■議案第100号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第100号 「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 1番

申請人	平岡	〇〇	〇〇
土地所有者	平岡	〇〇	〇〇
申請地	平岡	畑	外1筆
転用目的	植林		

申請人は、5年前まではみかんを作っていましたが、高齢のため栽培が困難になり、関係法令に対する認識不足のため、〇〇を植林したということです。周辺の山林と一体化しているため農地としての復旧は難しく、転用申請に至ったものであります。

申請地は、〇〇の〇〇に位置し、10ha 未満の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。以上です。

議長

議案第100号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇月の農振除外と同じ場所・同じ内容で地目変更ということで、作業性の悪い耕作困難地で問題なかろうかと思えます。ご審議をよろしくお願いします。

議長

議案第100号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第100号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第100号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

## ■議案第101号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第101号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

### 1番

貸渡人	稲荷	〇〇 〇〇 外7名
仮受人	三秋	株式会社〇〇 〇〇
申請地	三秋 田	外1筆
転用目的	駐車場及び資材置場（一時転用）	
権利の種類等	賃貸借権	

申請人である法人は、〇〇から〇〇工事を受注し、工期が〇〇から〇〇までの約4年間ということで工事を行っています。申請地は、トンネル工事の掘削工事が進むにあたり、工事現場近くで直接行き来ができる駐車場と資材置場が必要になり適地を選定した結果、当該農地を適地と判断し、今回所有者との話しがまとまったことから、一時転用の申請に至ったものであります。また、申請地は農振農用地のいわゆる青地農地であります。例外許可事由にあたる一時転用に該当し、仮設工作物であれば3年未満の一時転用が可能です。一時転用期間は許可後2年6ヶ月間を予定しており、工事終了後は速やかに農地へ原状回復するとのことです。

申請地は、〇〇集落の〇〇付近と〇〇の間に位置し、10ha 未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号1につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇という現場ですが、使用者ですが〇〇さんと〇〇さんが現在所有しています。もうひとつは〇〇さんが使用されています。栗があったのですが、周辺に対する影響ないと思われまますのでご審議をよろしくお願いします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

## 2番

譲渡人	双海町高岸	〇〇	〇〇
譲受人	伊予郡松前町	有限会社〇〇	〇〇
申請地	双海町高岸	畑	
転用目的	住宅用駐車場		
権利の種類等	所有権移転		

申請人である法人は、平成〇〇年に設立し、〇〇業を中心とした事業を行っています。申請地は、隣にある宅地に昭和〇〇年に居宅が建築された当時から、既存敷地で駐車場が不足していたことと、関係法令の認識不足のため、譲渡人が居宅の持主に駐車場として貸していました。今回、宅地の一体利用地として居宅のための駐車場として転用申請に至ったものであります。申請地は、双海町の〇〇の西側に位置し、宅地等が混在した

所であり、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号2につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

行政書士からの依頼で現地確認をしました。既に造成されており、場所は〇〇の入り口のところで、住宅の前ということですので面積も狭いところということで、特に問題ないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

### 3番

譲渡人	今治市	〇〇	〇〇
譲受人	東京都	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	田	
転用目的	太陽光発電用地		
権利の種類等	所有権移転		

譲渡人は申請地を相続により取得したが、遠方在住に加え、他に耕作する者もなく農地利用の見込みがない状態であり、当該農地は管理ができず耕作放棄地になっていました。譲受人は、〇〇出身で土地勘があり近隣で事業用地を探していたところ、業者の仲介により譲渡人とも話がまとまり今回転用申請に至ったものであります。なお、転用許可が可能になれば、事業実施後には管理会社に委託して施設管理を行うということです。

申請地は、双海町上灘の〇〇の東側と〇〇線の北側に位置し、宅地等が混在した所で



あり、10ha 未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

ちょうど〇〇の横ということで場所的には非常にいいところなのですが、以前は田んぼで作っていたりしていたのですが最近はこのような状態で、年に1回草刈があるかないかくらいになっておりました。今回行政書士からこのような話があったということで、今後の管理においてもこの状態よりはよくなるのではないかと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇委員

耕作放棄地になっていて〇〇沿いで、裏側に建物がありますが、この辺りはかなり西風が吹くと思います。夏は熱風がかなり吹いてくるとと思いますが、地元の人から苦情はきてないのでしょうか。

〇〇委員

直接は聞いていないですが、行政書士の話では周辺の方の同意は得ていると聞いています。

〇〇委員

地元の皆さんの同意を得ているのであればいいでしょうね。

議長

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 4番

譲渡人	下吾川	〇〇 〇〇
譲受人	米湊	〇〇株式会社
申請地	三秋 畑	〇〇㎡のうち〇〇㎡
転用目的	仮設現場事務所及、仮設トイレ及び露天駐車場（一時転用）	
権利の種類等	賃貸借権	

譲受人は〇〇から〇〇工事の1つとして、伊予市三秋地区における、工事を受注いたしました。〇〇までの長期に渡る工事であり、施工管理の必要上、工事現場近辺に拠点を置く必要があります。現場近くのあらゆる土地を検討したところ、工事関係車両が通行、進入可能な道路に面しており、事務所、駐車場に必要な面積を有している当該農地を選定し、今回の転用申請に至ったものであります。なお、当該農地は農振農用地のいわゆる青地農地であるため3年間以内の転用になります。転用期間は許可後2年間を予定し、工事終了後は速やかに農地へ原状回復するとのことです。

申請地は、〇〇集落の〇〇付近と〇〇西側の間に位置し、10ha 未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号4につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇の関連ということで、仮設のお話なのですが、〇〇さんは下吾川となっておりますが、〇〇出身なので、毎日のように田もしくは畑に通っています。〇〇建設から相手の方に了解は取っているということなのですが、問題ないということで周囲に対する影響はないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

■議案第102号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第102号伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回2件の申請がありました。

1番

申出人	松山市	〇〇	〇〇
土地所有者	松山市	〇〇	〇〇
申出地	中山町佐礼谷	畑	
転用目的	植林		

申出地は、農地として長年管理されていたが、急傾斜地であるため作業効率が悪く、周囲を山林に囲まれていることで日照不足でもあり、農地として利用することが困難であることから植林をするため農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは松山市ということですが、〇〇の方に出張しているということで、3から4日休みの日に帰ってくるのに1日、帰るのに1日、残り2日間で管理しているということでした。現在栗園として管理していますが、周辺は山林化しており日照不足で作業効率が悪く、イノシシ等の被害もあり品質の低下が非常に目立つそうです。この面積の中でだいたい10キロくらいしか取れていないということです。周辺の影響もないということで、隣の方にも了解を取っているそうです。ご審議をよろしく申し上げます。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

## 2番

申出人	松山市	〇〇	〇〇
土地所有者	松山市	〇〇	〇〇
申出地	双海町上灘	畑	外3筆
転用目的	植林		

申出地は、当時伊予柑を生産していたが、所有者の父が高齢となり管理ができなくなり、また関係法令に対する認識不足のため平成〇〇年から平成〇〇年の間に植林を行いました。〇〇の農地は、他の3筆と同じく植林を行っていたが、〇〇事業で利用するために伐採して、〇〇として利用されています。〇〇として土地収用になりますので、〇〇としての転用許可は必要ありません。しかし、〇〇の利用が〇〇ごろに終了することから、農地として復元後に、一部急傾斜地もあり、今後も管理が難しいことから植林を行うため農振除外申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、〇〇以外の3筆は是正による植林転用、〇〇は新規の植林による転用になり、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号2につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは、勤めに出ておられたので管理もできず、年も取ってきて作物も作れないということで植林をするということにしたようです。問題ないと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、7ページをお開きください。

## ■報告第74号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第74号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の届出がありました。

### 1番

申請人	米湊	〇〇	〇〇
土地所有者	米湊	〇〇	〇〇
届出地	米湊	田	
転用目的	水路		

## 2番

申請人 米湊 ○○ ○○  
土地所有者 米湊 ○○ ○○  
届出地 米湊字 田 外1筆  
転用目的 賃貸共同住宅  
以上です。

議長

報告第74号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

## ■報告第75号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第75号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

## 1番

譲渡人 下吾川 ○○ ○○  
譲受人 下吾川 ○○ ○○  
届出地 下吾川 畑  
転用目的 事務所  
権利の種類等 所有権移転  
以上です。

議長

報告第75号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

**■報告第76号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について**

議長

報告第76号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回2件の届出がありました。

**1番**

貸出人	上吾川	〇〇	〇〇
借受人	上唐川	〇〇	〇〇
届出地	上吾川	畑	外4筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃借権設定	

**2番**

貸出人	上吾川	〇〇	〇〇
	上吾川	〇〇	〇〇
借受人	上唐川	〇〇	〇〇
届出地	上吾川	畑	外1筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃借権設定	

以上です。

議長

報告第76号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

続きましてその他事項に進みたいと思います。

## ■その他

- ・視察研修について  
事務局より説明あり

議長

- 次回の開催日程について

定例総会 令和元年11月27日(水曜日)午後1時30分伊予市農業振興センターを開催予定としております。

以上で、第28回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第28回10月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時45分 閉会)